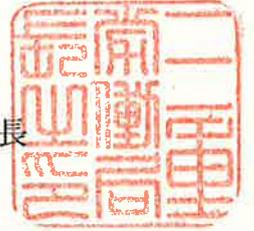


三労発基0407第12号
令和2年4月7日

林業・木材製造業労働災害防止協会

三重県支長 殿

三重労働局長



令和2年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の
実施について

労働行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成29年より「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

さて、別紙1のとおり全国の昨年1年間の職場における熱中症の発生状況(速報値)を見ると、死亡を含む休業4日以上死傷者数790人、うち死亡者数は26人となっています。業種別にみると、死傷者数において製造業が最も多く、過去10年で初めて建設業を上回りました。製造業における災害は屋内作業におけるものが多くなっていました。さらに、死亡者数は建設業、製造業、警備業で多く、屋外作業において、WBGT値(暑さ指数)を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった例、被災者の救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理が適切に実施されていなかった例等が見られました。

また、別紙2のとおり、三重県下における令和元年の熱中症による休業4日以上の死傷災害は、前年と比較して減少したものの、その発生は高止まりの状況にあります。

このため、厚生労働省では、近年の発生状況等を踏まえ、令和2年の本キャンペーンを、別添の令和2年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱(以下「要綱」という。)のとおり実施いたします。

つきましては、貴団体におかれましても、要綱の7(2)の事項の推進により、実情に応じた効果的な手法により実施していただきますようお願いいたします。

また、会員事業場等に対しては、その周知を図っていただきますとともに、特に各事業場において、WBGT値を把握してそれに応じた適切な対策を講じ、緊急時の対応体制の整備を図る等の対策が確実に取り組まれますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、事業場等への周知に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、多人数の参集する催しを控える等の対応をお願いいたします。

